

情報通信サービス料金表

2025年4月

関西エアポートテクニカルサービス株式会社

第1章	総則	3
第1条	(根拠)	3
第2条	(消費税等相当額の加算)	3
第2章	通信サービス関係	4
第1表	料金体系(契約約款第65条関係)	4
第2表	通信サービス料金算定方法及び単価	5
1	固定電話サービス料金算定方法及び単価	5
2	削除	8
3	第1種総合デジタル通信サービス料金算定方法及び単価	9
4	インタホンサービス料金算定方法及び単価	13
5	接続回線サービス料金算定方法及び単価	14
6	音声帯域専用回線サービス料金算定方法及び単価	16
7	広帯域専用回線サービス料金算定方法及び単価	17
8	インターネット接続回線サービス料金算定方法及び単価	19
9	設備提供サービス料金算定方法及び単価	19
10	ビル内終始回線サービス料金算定方法及び単価	20
11	映像提供サービス料金算定方法及び単価	21
12	割増工事費	22
13	実費工事費をいただく工事	22
第3表	料金の計算期間	23
第4表	譲渡承認手数料	24
第5表	通話明細内訳書送付手数料	24

第1章 総則

第1条 (根拠)

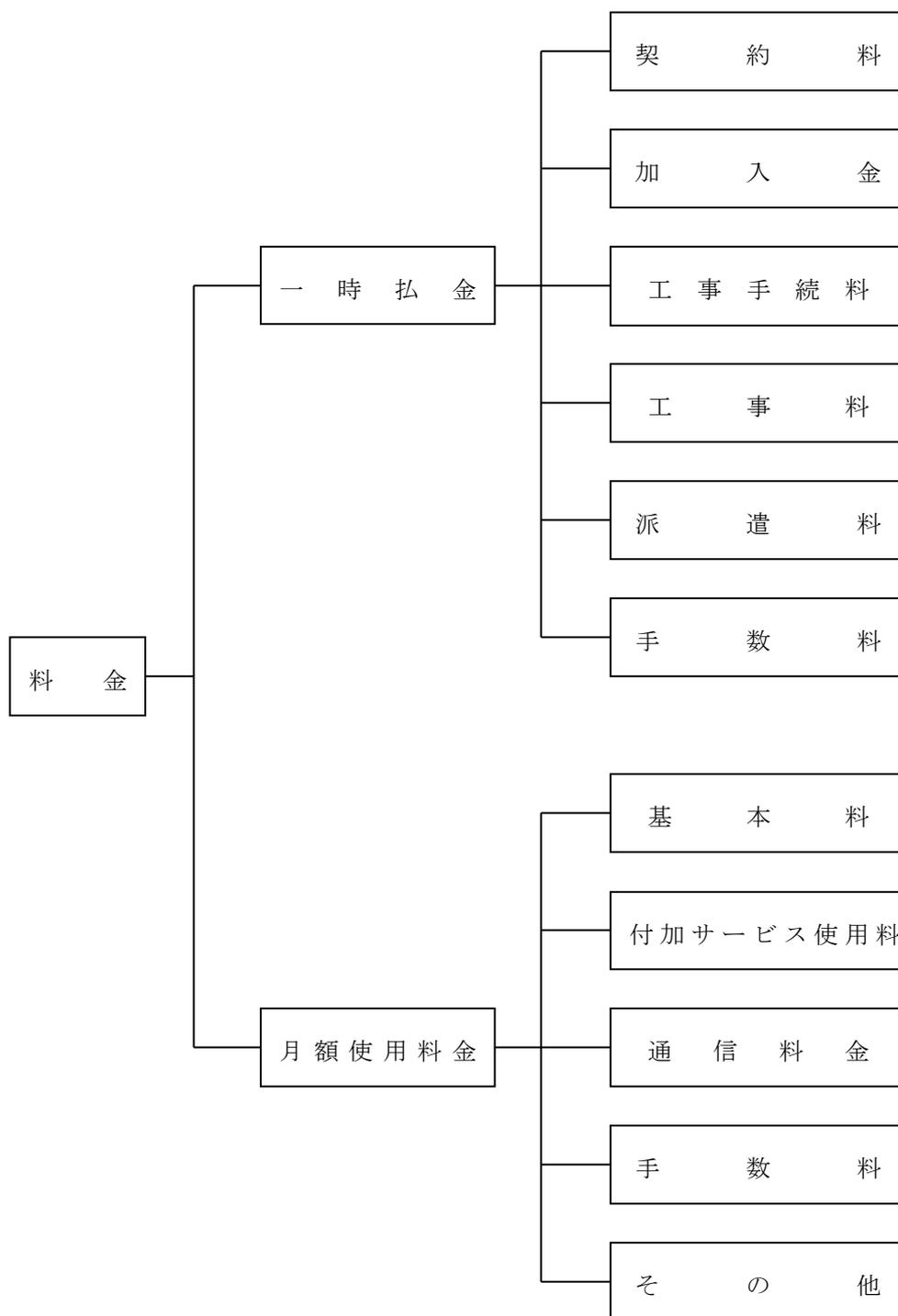
この情報通信サービス料金表は、当社の情報通信サービス契約約款に基づき定められたものです。

第2条 (消費税等相当額の加算)

この情報通信サービス料金表に規定する全ての料金は、消費税等相当額を加算したうえで支払っていただきます。

第2章 通信サービス関係

第1表 料金体系 (契約約款第65条関係)



第2表 通信サービス料金算定方法及び単価 (契約約款第65条、第66条、第68条、第69条、第70条、第71条、第86条、第91条関係)

1 固定電話サービス料金算定方法及び単価

料金区分	料金の算定方法	
	算定式	適用
1 一時払金		<p>自営構内交換機を設置した場合は、内線数を契約者回線数とします。 (自営構内交換機外への接続を規制した内線は除きます。)</p>
(1) 契約料	800円×契約者回線数	
(2) 加入金	36,000円×契約者回線数	契約区分がタイプ2の場合には適用しません。
(3) 工事手続料	1,000円×1の工事ごとに	<p>工事手続料の「1の工事」の取扱い (各サービスの開通工事及び付加サービス工事に適用します。)</p> <p>(1) 同一名義かつ同一請求単位(注)の複数の契約者回線の工事を同一設置場所(同一敷地内又は同一建物内)で同時に行う場合。 (2) 同時に行うべき工事について、承諾後、当社の都合により同時に工事ができなかった場合。 (注)加入電話等の利用が実質的に同一人と認められる異名義の場合を含みます。</p>
(4) 工事料		
ア 回線開通工事又は移転工事等 (契約者回線の終端までの工事)	10,000円×契約者回線数 (自営構内交換機設置の場合は、 交換機間中継回線数)	契約区分がタイプ2の場合には適用しません。
イ 利用休止	1,000円×契約者回線数	
ウ 利用の一時中断・再利用	1,000円×契約者回線数	
エ ダイヤルイン工事	700円×電話番号数	
オ 付加サービス及びその他局内工事 のみの場合	1,000円×工事件数	付加サービスの内、着信音識別、保留音、内線代表には適用しません。
(5) 電話番号の変更	2,500円×電話番号数	番号変更には工事手続料は適用しません。

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
(6) 派遣料	5,000 円×派遣件数	契約約款 第 8 6 条 (契約者の切分責任) 第 3 項の規定に該当する場合に適用します。
2 月額使用料金 (1) 基本料 回線使用料 ア 加入電話 (タイプ 1) イ 同上 (タイプ 2) ウ 島内通話用電話 (タイプ 1) エ 同上 (タイプ 2) (2) 付加サービス使用料 ア ダイヤルイン イ コールウェイトニング ウ 通話中転送 エ 話中転送 オ 可変不在転送 カ 三者通話 キ 転送電話 ク 発信者番号表示	3,000 円×契約者回線数 3,250 円×契約者回線数 2,500 円×契約者回線数 2,750 円×契約者回線数 800 円×電話番号数 300 円×契約者回線数 30 円×契約者回線数 30 円×契約者回線数 30 円×契約者回線数 300 円×契約者回線数 300 円×契約者回線数 800 円×契約者回線数 1,200 円×契約者回線数	加入金を支払わない場合 加入金を支払わない場合 空港島内電話への転送 空港島外電話への転送

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
(3) 通話料金		
ア 広域網接続通話	従量料金	電気通信事業者の料金表に準じて算出された契約者の通話料金の額とします。
イ 空港島内接続通話	無料	
ウ 電話番号案内通話		「0+104」ダイヤルによる番号案内通話に適用します。
(ア) 昼間・夜間	90 円×通話数	8時から23時の間の利用に適用します。
(イ) 深夜・早朝	150 円×通話数	23時から翌朝8時の間の利用に適用します。
3 その他の料金		
(1) 通話明細内訳書送付手数料	第5表のとおり	重複掲載を行う場合に適用します。
(2) NTT電話帳掲載料	500 円×重複掲載数	NTT西日本の電話帳発行ごとに請求します。

2 削除

3 第1種総合デジタル通信サービス料金算定方法及び単価

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
1 一時払金		自営構内交換機を設置した場合は、内線数を契約者回線数とします。(自営構内交換機外への接続を規制した内線は除きます。)
(1) 契約料	800 円×契約者回線数	
(2) 加入金	36,000 円×契約者回線数	契約区分がタイプ2の場合には適用しません。
(3) 工事手数料	1,000 円×1の工事ごとに	
(4) 工事料		
ア 回線開通工事又は移転工事等	10,000 円×契約者回線数	
イ 利用休止	1,000 円×契約者回線数	契約区分がタイプ2の場合には適用しません。
ウ 利用の一時中断・再利用	1,000 円×契約者回線数	
エ ダイアルイン工事	700 円×電話番号数	
オ パケット通信利用開始工事		
(ア) 最初のB又はDチャンネル	2,000 円×チャンネル数	
(イ) 上記以外の場合	1,000 円×チャンネル数	
カ パケット多重化サービス		
(ア) Bチャンネルの場合	1,000 円×(論理チャンネル数-1)	各Bチャンネルごとに算定します。
(イ) Dチャンネルの場合	1,000 円×(論理チャンネル数-1)	各端末識別番号ごとに算定します。
キ パケット端末多重化サービス	1,000 円×(端末識別番号数-1)	
ク 相手固定接続(パケット交換)に関する工事	1,000 円×論理チャンネル数	
ケ パケット閉域接続サービス	1,000 円×(相手契約者回線番号数÷100)	1の契約者回線番号に接続される相手の契約者回線番号100個までごとに算定します。(括弧内は小数点以下切上げとします。)
コ 着信課金サービス	1,000 円×契約者回線番号数	

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
サ 付加サービス及びその他局内工事のみの場合 (5) 契約者回線番号及び内線ダイヤルイン番号の変更 (6) 派遣料	$1,000 \text{ 円} \times \text{工事件数}$ $2,500 \text{ 円} \times \text{番号数}$ $5,000 \text{ 円} \times \text{派遣件数}$	付加サービスの内、保留音、内線代表、サブアドレス通知、料金情報通知、通信中着信通知、通信中機器移動には適用しません。 番号変更には工事手続料は適用しません。 契約約款 第86条(契約者の切分責任)第3項の規定に該当する場合に適用します。
2 月額使用料金 (1) 基本料 ア 回線使用料 (ア) 加入電話(タイプ1) (イ) 同上(タイプ2) イ パケット利用加算額 (ア) Bチャンネル利用 (イ) Dチャンネル利用 (2) 付加サービス使用料 ア ダイヤルイン イ 内線ダイヤルイン ウ コールウェイトニング エ 三者通話 オ 通信中転送 カ 発信者番号表示	$7,200 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $7,450 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $3,500 \text{ 円} \times \text{パケットを利用するチャンネル数}$ $1,000 \text{ 円} \times \text{パケットを利用するチャンネル数}$ $800 \text{ 円} \times \text{電話番号数}$ $800 \text{ 円} \times \text{電話番号数}$ $300 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $300 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $300 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $1,800 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$	加入金を支払わない場合

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
キ 可変不在転送	300 円×契約者回線数	空港島内電話への転送
ク 転送電話	800 円×契約者回線数	空港島外電話への転送
ケ パケット多重化		
(ア) Bチャンネルの場合	300 円×(論理チャンネル数-1)	各Bチャンネルごとに算定します。
(イ) Dチャンネルの場合	300 円×(論理チャンネル数-1)	各端末識別番号ごとに算定します。
コ 閉域接続	550 円×(相手契約者回線番号数÷100)	1の契約者回線番号に接続される相手の契約者回線番号100個までごとに算定します。(括弧内は小数点以下切上げとします。)
(3) 通信料金		
ア 広域網接続通信		
(ア) 通話・通信モード	従量料金	電気通信事業者の料金表に準じて算出された契約者の通信料金の額とします。
(イ) パケットモード	従量料金	NTTコミュニケーションズの料金表に準じて算出します。
イ 空港島内接続通信	無料	
ウ 電話番号案内通話		
(ア) 昼間・夜間	90 円×通話数	「0+104」ダイヤルによる番号案内通話に適用します。 8時から23時の間の利用に適用します。
(イ) 深夜・早朝	150 円×通話数	23時から翌朝8時の間の利用に適用します。

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
3 その他の料金		
(1) 通話明細内訳書送付手数料	第5表のとおり	
(2) N T T電話帳掲載料	500 円×重複掲載数	重複掲載を行う場合に適用します。 N T T西日本の電話帳発行ごとに請求します。

4 インタホンサービス料金算定方法及び単価

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
1 一時払金 (1) 契約料 (2) 加入金 (3) 工事手続料 (4) 工事料 ア 回線開通工事又は移転工事等 イ 利用休止 ウ 利用の一時中断・再利用 エ その他局内工事のみの場合 (5) インタホン番号の変更 (6) 派遣料	800 円×契約者回線数 51,000 円×契約者回線数 1,000 円×1の工事ごとに 10,000 円×契約者回線数 1,000 円×契約者回線数 1,000 円×契約者回線数 1,000 円×工事件数 2,500 円×インタホン番号数 5,000 円×派遣件数	契約区分がタイプ2の場合には適用しません。 番号変更には工事手続料は適用しません。 契約約款 第86条(契約者の切分責任)第3項の規定に該当する場合に適用します。
2 月額使用料金 (1) 基本料 (2) 回線使用料 ア 回線使用料(タイプ1) イ 同上(タイプ2) (3) 通話料金	3,800 円×契約者回線数 4,200 円×契約者回線数 無料	加入金を支払わない場合

5 接続回線サービス料金算定方法及び単価

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
1 一時払金 (1) 契約料 (2) 加入金 (3) 工事手続料 (4) 工事料 ア 接続回線開通工事又は移転工事等 イ 利用休止 ウ 利用の一時中断・再利用 エ 交換機接続工事 (5) 派遣料	$800 \text{ 円} \times \text{接続回線数}$ $25,500 \text{ 円} \times \text{接続回線数}$ $1,000 \text{ 円} \times 1 \text{ の工事ごとに}$ $10,000 \text{ 円} \times \text{接続回線数}$ $1,000 \text{ 円} \times \text{接続回線数}$ $1,000 \text{ 円} \times \text{接続回線数}$ $1,000 \text{ 円} \times \text{接続数}$ $5,000 \text{ 円} \times \text{派遣件数}$	<p>契約区分がタイプ2の場合には適用しません。また、共用交換設備とインタホン交換設備との接続の場合は、加入金は不要とします。</p> <p>1 交換機ごとに接続料をいただきます。</p> <p>契約約款 第86条（契約者の切分責任）第3項の規定に該当する場合に適用します。</p>
2 月額使用料金 基本料 回線使用料 (1) 共用交換設備と自営放送設備との接続サービス（タイプ1） (2) 同上（タイプ2） (3) インタホン交換設備と自営放送設備との接続サービス（タイプ1） (4) 同上（タイプ2） (5) 共用交換設備とインタホン交換設備との接続サービス	$13,500 \text{ 円} \times \text{接続回線数}$ $13,700 \text{ 円} \times \text{接続回線数}$ $13,500 \text{ 円} \times \text{接続回線数}$ $13,700 \text{ 円} \times \text{接続回線数}$ $12,500 \text{ 円} \times \text{接続回線数}$	<p>加入金を支払わない場合</p> <p>加入金を支払わない場合</p>

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
(6) 共用交換設備と自営専用網との接続サービス		
ア アナログ（音声帯域）の場合（タイプ1）	11,000 円×接続回線数	加入金を支払わない場合
イ 同上（タイプ2）	11,200 円×接続回線数	
ウ デジタル（2Mb/s）の場合（タイプ1）	54,600 円×接続回線数	加入金を支払わない場合
エ 同上（タイプ2）	54,800 円×接続回線数	
(7) 島内イントラネット設備と自営ネットワーク設備との接続サービス（タイプ1）	6,700 円×接続回線数	
(8) 同上（タイプ2）	6,900 円×接続回線数	加入金を支払わない場合

6 音声帯域専用回線サービス料金算定方法及び単価

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
1 一時払金 (1) 契約料 (2) 加入金 ア 2線式の場合 イ 4線式の場合 (3) 工事手続料 (4) 工事料 ア 回線開通工事又は移転工事等 イ 利用休止 ウ 利用の一時中断・再利用 エ その他局内工事のみの場合 (5) 派遣料	$800 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $36,000 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $51,000 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $1,000 \text{ 円} \times 1 \text{ の工事ごとに}$ $10,000 \text{ 円} \times \text{引込回線数}$ $1,000 \text{ 円} \times \text{引込回線数}$ $1,000 \text{ 円} \times \text{引込回線数}$ $1,000 \text{ 円} \times \text{工事件数}$ $5,000 \text{ 円} \times \text{派遣件数}$	契約区分がタイプ2の場合には適用しません。 契約区分がタイプ2の場合には適用しません。 契約約款 第86条(契約者の切分責任)第3項の規定に該当する場合に適用します。
2 月額使用料金 基本料 回線使用料 ア 2線式の場合(タイプ1) イ 同上(タイプ2) ウ 4線式の場合(タイプ1) エ 同上(タイプ2)	$3,850 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $4,100 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $6,700 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$ $7,100 \text{ 円} \times \text{契約者回線数}$	加入金を支払わない場合 加入金を支払わない場合

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
オ 大東利用に係る基本料の割引の適用 (大東利用の回線の単位は4線式を 1回線とする。) ① 31回線以上50回線まで(タイプ1) ② 同上(タイプ2) ③ 51回線以上(タイプ1) ④ 同上(タイプ2)	6,000円×契約者回線数 6,400円×契約者回線数 5,350円×契約者回線数 5,750円×契約者回線数	次の条件に該当する大東利用の場合は、基本料の割引(以下「大東割引」といいます。)を行います。 大東割引を行う条件 1 音声帯域専用回線契約者は同一名義人であり、かつ同一請求単位のものとし ます。 2 音声帯域専用回線の起点～終点(それぞれビル単位とします。)が同一区 間とします。 3 音声帯域専用回線の単位は4線式を1回線とします。

7 広帯域専用回線サービス料金算定方法及び単価

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
1 一時払金 (1) 契約料 (2) 加入金 ア 1芯式の場合 イ 2芯式の場合 (3) 工事手続料 (4) 工事料 ア 回線開通工事又は移転工事等 イ 利用休止 ウ 利用の一時中断・再利用 エ その他局内工事のみの場合 (5) 派遣料	800円×契約者回線数 51,000円×契約者回線数 51,000円×契約者回線数 1,000円×1の工事ごとに 10,000円×引込回線数 1,000円×引込回線数 1,000円×引込回線数 1,000円×工事件数 5,000円×派遣件数	契約区分がタイプ2の場合には適用しません。 契約区分がタイプ2の場合には適用しません。 契約約款 第86条(契約者の切分責任)第3項の規定に該当する場合に適用 します。

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
2 月額使用料金 基本料 回線使用料 ア 1芯式の場合(タイプ1) イ 同上(タイプ2) ウ 2芯式の場合(タイプ1) エ 同上(タイプ2) オ 大東利用に係る基本料の割引の適用 (大東利用の回線の単位は2芯式を 1回線とする。) ① 6回線以上10回線まで(タイプ1) ② 同上(タイプ2) ③ 11回線以上(タイプ1) ④ 同上(タイプ2)	43,000円×契約者回線数 43,400円×契約者回線数 68,500円×契約者回線数 68,900円×契約者回線数 61,500円×契約者回線数 61,900円×契約者回線数 54,500円×契約者回線数 54,900円×契約者回線数	次の条件に該当する大東利用の場合は、基本料の割引(以下「大東割引」といいます。)を行います。 大東割引を行う条件 1 広帯域専用回線契約者は同一名義人であり、かつ同一請求単位のものとなります。 2 広帯域専用回線の起点～終点(それぞれビル単位とします。)が同一区間とします。 3 広帯域専用回線の単位は2芯式を1回線とします。

8 インターネット接続回線サービス料金算定方法及び単価

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
1 一時払金 (1) 工事手続料 (2) 工事料 回線開通工事又は移転工事等 (3) 派遣料	1,000 円×1 の工事ごとに 10,000 円×契約回線数 5,000 円×派遣件数	契約約款 第86条(契約者の切分責任)第3項の規定に該当する場合に適用 します。
2 月額使用料	回線使用料 1,925 円 × 契約回線数	

9 設備提供サービス料金算定方法及び単価

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
1 一時払金 (1) 工事手続料 (2) 工事料 回線開通工事又は移転工事等 (3) 派遣料	1,000 円×1 の工事ごとに 10,000 円×設備提供回線数 5,000 円×派遣件数	契約約款 第86条(契約者の切分責任)第3項の規定に該当する場合に適用 します。
2 月額使用料	無料	

10 ビル内終始回線サービス料金算定方法及び単価

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法	
	算 定 式	適 用
1 一時払金 (1) 契約料 (2) 加入金 (3) 工事手続料 (4) 工事料 回線開通工事又は移転工事等 (5) 派遣料	無料 無料 1,000 円×1 の工事ごとに 10,000 円×引込回線数 5,000 円×派遣件数	契約約款 第86条（契約者の切分責任）第3項の規定に該当する場合に適用します。
2 月額使用料金 (1) メタリックケーブル 基本料 回線使用料 ア 2線式の場合 イ 4線式の場合 (2) 光ファイバーケーブル 基本料 回線使用料 ア 1芯式の場合 イ 2芯式の場合	無料 無料 無料 無料	

1 1 映像提供サービス料金算定方法及び単価

料 金 区 分	料 金 の 算 定 方 法					
	スポットカメラ			屋内可動式	屋内固定式	適 用
	単独	2社共用	3社以上 共用			
1 一時払金						
(1) 契約料	800 円					
(2) 加入金	51,000 円					契約区分がタイプ2の場合には適用しません。
(3) 工事手続料	1,000 円					
(4) 映像提供システム工事	485,000 円	242,500 円	161,666 円	446,000 円	149,000 円	
(5) スポット用カメラ可動制御装置	48,000 円	24,000 円	16,000 円	—	—	
(6) 分岐工事	—	255,000 円	255,000 円	—	—	
(7) チャンネル増設	—	—	4,000 円	—	—	
(8) カメラ可動制御操作器	157,000 円				—	
(9) 派遣料	5,000 円 × 派遣数					契約約款 第86条（契約者の切分責任）第3項の規定に該当する場合に適用します。
2 月額使用料金						
ア 映像提供基本料（タイプ1）	48,900 円	24,450 円	16,300 円	46,800 円	25,000 円	加入金を支払わない場合
イ 同上（タイプ2）	49,300 円	24,850 円	16,700 円	47,200 円	25,400 円	
スポット用カメラ可動制御装置	15,000 円	7,500 円	5,000 円	—	—	
分岐使用料	—	15,400 円	11,800 円	—	—	
カメラ可動制御操作器	37,000 円				—	
映像提供サービス接続料	別途契約※1					
<p>※1 映像提供サービス接続料について 導入形態により接続料金の変動致しますので、別途契約での対応と致します。</p>						

1.2 割増工事費

当社は、契約者が次表に規定する時間帯に工事の実施を希望する場合であって、当社の業務遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行います。この場合、工事料の額は、本表1から11までの規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を実施する時間帯	割増工事料の額
平日の午後5時から午後10時まで	本表1から11までに規定する工事料の額に1.25を乗じた額
平日の午後10時から翌日の午前9時まで並びに土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び1月29日から1月31日までの日	本表1から11までに規定する工事料の額に1.5を乗じた額

1.3 実費工事費をいただく工事

工事区分	適用
1 屋内配線工事	契約約款第7.6条（端末設備の設置、接続、変更及び廃止）第1項の規定に関連
2 ビジネスホン、ファクス等特殊機器の設置工事	契約約款第7.6条（端末設備の設置、接続、変更及び廃止）第1項の規定に関連
3 定額工事料に該当しない特別な工事	契約約款第5条（通信サービスの提供区域）の規定に関連
4 前3項に係る撤去工事	

第3表 料金の計算期間（契約約款第68条関係）

利用する電気通信事業者	通信料金の計算期間
西日本電信電話株式会社	暦月の16日を起算日とし、次の暦月の起算日の前日までの期間
<p>備 考</p> <ul style="list-style-type: none">* 上記期間中に利用されたサービスに係る料金であっても、サービスの種類によっては、翌月分で請求する場合があります。* 電気通信事業者は変更される場合があります。	

第4表 譲渡承認手数料（契約約款第72条関係）

譲渡承認手数料の額は、次に定める額とします。

譲渡承認手数料	1契約ごとに 800円
---------	-------------

第5表 通話明細内訳書送付手数料（契約約款第93条関係）

通話明細内訳書送付手数料の額は、1請求単位ごとに、次に定める額とします。

通話明細内訳書の枚数（A4版）	手数料額（円）
5枚まで	100
25枚まで	240
50枚まで	710
51枚以上	1,070

（注） 通話明細内訳書の送付を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）をいただきます。

附 則

この情報通信サービス料金表は、2002年4月1日から実施します。

附 則

この改正は、2002年12月1日から実施します。

附 則

この改正は、2005年4月1日から実施します。

附 則

この改正は、2006年3月1日から実施します。

附 則

この改正は、2007年4月1日から実施します。

附 則

この改正は、2012年3月1日から実施します。

附 則

この改正は、2012年6月1日から実施します。

附 則

この改正は、2013年7月1日から実施します。

附 則

この情報通信サービス料金表は、2019年4月1日から実施します。（社名変更）

附 則

この改正は、2019年12月16日から実施します。

附 則

この改正は、2024年2月1日から実施します。

附 則

この改正は、2025年4月1日から実施します。